

上市町告示第 45 号

上市町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱の全部改正について

上市町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱（平成 25 年上市町告示第 25 号）の全部を改正する。

平成 29 年 3 月 31 日

上市町長 伊東 尚志

上市町住宅リフォーム事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成 2 年上市町規則第 2 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、上市町住宅リフォーム事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 次に掲げる家屋のいずれかに該当する家屋で町内に存するものをいう。
 - ア 親、子（親の一親等の直系卑属又はその配偶者をいう。以下同じ。）又は孫（親と子の関係がある場合における当該子の一親等の直系卑属又はその配偶者をいう。以下同じ。）が所有し、現にこれらの者の居住の用に供されている家屋
 - イ 自らの定住のために取得された家屋で空き家（居住の用に供する家屋として建築された家屋で、現に居住の用に供されていないもの（近く居住の用に供されなくなる予定の家屋を含む。以下同じ。）のうち、共同住宅等以外のものをいう。）であるもの
- (2) リフォーム 住宅の機能及び性能を維持又は向上させるため、当該住宅の修繕、補修、模様替え、設備の更新、改築、増築（増築する部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）等を行うことをいう。
- (3) 施工業者 上市地域建築組合又は富山県建築板金工業組合上市支部に所属している個人事業者又は法人でリフォームを施工するものをいう。
- (4) 三世帯世帯 親、子及び孫が構成員となる世帯であつて、これらの者が町内の同一家屋内に同居しているものをいう。

（補助金の交付）

第 3 条 町長は、住宅のリフォームの促進を図ることにより、町内における住宅の耐久性及び質の向上並びに地域経済の活性化、世代間で支え合いながら生活する三世帯世

帯の同居の推進及び町民の安全かつ安心で快適な生活環境の向上を目的として、補助金を交付するものとする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出時において町内に居住している者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されている者

イ 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出時において町内に居住していない者にあつては、規則第12条の規定により補助事業等実績報告書を提出する日までに町内に定住し、かつ、住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に記録されることが確実であると町長が認める者

(2) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者全員の町税及び使用料に滞納がないこと。

(3) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

(対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる住宅とする。ただし、過去に補助金の交付を受けた住宅を除く。

(1) 専用住宅にあつては、1戸建ての住宅

(2) 併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上である住宅

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める住宅

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象住宅のリフォームに係る工事（以下「リフォーム工事」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものに要する経費とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする年度内に契約及び着工するリフォーム工事であつて、当該年度の末日までに当該リフォーム工事に係る経費の支払が完了するものであること。

(2) 施工業者が施工するものであること。

(3) リフォーム工事に要する経費が500,000円以上であること。ただし、次項に掲げる経費を除く。

2 次に掲げる経費は、前項の規定にかかわらず、対象経費としない。

(1) エアコン、テレビ、洗濯機、蓄熱式暖房機等の家庭用電化製品の購入に要する経費

- (2) 電気工事に要する経費
- (3) 電話及びインターネットの配線工事に要する経費
- (4) 管工事（下水道接続工事を含む。）に要する経費
- (5) 併用住宅にあつては、居住の用に供しない部分（店舗部分等）の工事に要する経費
- (6) 車庫、納屋等の住宅に附属する建物のリフォーム工事に要する経費
- (7) 門、塀、フェンス、庭、エクステリア等の外構工事に要する経費
- (8) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転につき補償の対象となったもののリフォーム工事に要する経費
- (9) 規則第3条の規定により補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）自らが施工する自宅のリフォーム工事に要する経費
- (10) 賃貸の用に供し、又は供する予定の住宅のリフォーム工事に要する経費
- (11) リフォーム工事を伴わない住宅の解体工事に要する経費
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と100,000円（申請者の属する世帯が三世帯世帯の場合は、150,000円）のいずれか低い額とする。

（交付申請書の様式）

第8条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者及び当該申請者が属する世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
- (2) 申請者及び当該申請者が属する世帯全員の町税の納税証明書（非課税の者にあつては、非課税証明書）
- (3) 住宅の位置図
- (4) 住宅の所有者が分かる書類（建物の登記事項証明書（全部事項証明書）等）
- (5) 空き家を取得した場合にあつては、当該空き家の売買契約書の写し
- (6) 見積書又はこれに類するものの写し（対象経費及び対象経費以外の経費の区分が分かるもので、施工業者の記名押印があるもの）
- (7) リフォーム工事の施工前の住宅の外観写真及び当該工事の実施予定部分の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項各号に規定する条件のうち、補助金の交付の目的を達成するための条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 対象経費又はリフォーム工事の内容を変更する場合においては、町長の承認を

受けること。

- (2) リフォーム工事を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) リフォーム工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該リフォーム工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 規則第 16 条の規定に該当する場合のほか、補助金の交付した日の翌日から 1 年を経過する日までに住所を変更した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める条件
(交付決定書の様式)

第 10 条 規則第 6 条に規定する文書の様式は、上市町住宅リフォーム事業補助金の(交付・不交付)決定について(様式第 2 号)とする。

(変更交付申請書等の様式)

第 11 条 第 9 条第 1 号の規定により町長の承認を受ける場合の申請書の様式は、上市町住宅リフォーム事業補助金変更交付申請書(様式第 3 号)とし、申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第 9 条第 2 号の規定により町長の承認を受ける場合の申請書の様式は、上市町住宅リフォーム事業(中止・廃止)承認申請書(様式第 4 号)とする。

(実績報告書の様式)

第 12 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町住宅リフォーム事業実績報告書(様式第 5 号)とし、報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 号イの要件を満たす対象者にあつては、申請者及び当該申請者が属する世帯全員の住民票(本籍続柄が分かるもの)
- (2) リフォーム工事請負契約書の写し
- (3) リフォーム工事費の内訳明細書(対象経費及び対象経費以外の経費の区分が分かるもので、施工業者の記名押印があるもの)の写し
- (4) リフォーム工事に係る領収書(施工業者の記名押印があるもの)の写し
- (5) リフォーム工事の施工後の住宅の外観写真及び当該工事の実施部分の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、リフォーム工事完了後 1 月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付の方法)

第13条 補助金の交付は、リフォーム工事完了後の精算払とする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が第9条第4号に該当する場合は、上市町住宅リフォーム事業補助金返還命令書(様式第6号)により、補助金の交付を受けた者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該命令の日から起算して1年を経過する日までに補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 町長が第1項の規定により返還を命ずる補助金の額については、既に交付した補助金の額から、当該補助金の額に当該補助金の交付した日の翌日から住所を変更した日の前日までの日数を乗じ、その額を当該補助金の交付した日の翌日から1年を経過する日までの日数で除して得た額を減じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の上市町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱の規定により申請されているものについては、なお従前の例による。

(失効)

3 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。